

北九州市文化芸術活動支援事業 募集案内 **2022**

皆様の文化・芸術に関する取組や活動等に対して、経費の一部を助成します。

[受 付 期 間]

2022 年 2 月 15 日（火） ～ 2 月 28 日（月）

[事業実施期間]

2022 年 4 月 1 日（金） ～ 2023 年 3 月 31 日（金）

公益財団法人
北九州市芸術文化振興財団



北九州市文化芸術活動支援事業 募集案内

【目 次】

1	北九州市文化芸術活動支援事業	・ ・ 1
2	対象事業と助成額	・ ・ 1
3	補助金の対象となる経費（助成対象経費）	・ ・ 2
4	助成の対象となる活動の実施期間	・ ・ 3
5	助成対象となる団体・個人	・ ・ 3
6	助成の対象とならない活動	・ ・ 3
7	募集する事業のプログラム	・ ・ 4
	Ⅰ 創造的活動	・ ・ 4
	Ⅱ 人材育成	・ ・ 5
	Ⅲ 国際文化交流	・ ・ 6
	Ⅲ' 「東アジア文化都市北九州」に於ける国際文化交流	・ ・ 7
	Ⅳ 文化芸術の情報収集・調査研究	・ ・ 8
8	申請方法	・ ・ 9
9	審査・審査結果の通知	・ ・ 9
10	採択後の流れ	・ ・ 10
11	留意事項	・ ・ 10
12	申請先・お問い合わせ先	・ ・ 11
13	申請手続きの流れ（図）	・ ・ 11

（公財）北九州市芸術文化振興財団について

北九州芸術劇場、響ホール等の施設管理や舞台芸術、音楽事業の実施、その他埋蔵文化財の調査研究など、さまざまな文化振興事業の実施を通じて、市民の豊かな芸術文化の創造等に寄与することを目的に設立された市の外郭団体です。

1 北九州市文化芸術活動支援事業

北九州市文化振興計画の基本理念である「市民が文化芸術を身近に感じ、市民自身が文化芸術を支えるまち」の実現に向け、市民の皆様の自主的な文化芸術活動や、国際文化交流に関する取組等について支援するものです。

2 対象事業と助成額

募集する事業は、以下のⅠ～Ⅳのプログラムです。

Ⅰ 創造的活動 ～市民の文化芸術活動のステップアップ	
Ⅱ 人材育成 ～文化芸術活動を担う人材の育成	
Ⅲ 国際文化交流 ～文化芸術を通じた国際交流と本市の文化芸術の発信	
Ⅳ 文化芸術の情報収集・調査研究 ～文化芸術情報の発掘及び市民のシビックプライド醸成	
[助成額]	事業経費から事業収入を除いた範囲のうち1/2を超えない金額、かつ助成対象経費の2/3以内の金額
[限度額]	100万円

Ⅲ' 「東アジア文化都市北九州」が主 国際文化交流 ～文化芸術を通じた国際交流と本市の文化芸術の発信 (特に東アジアとの相互理解や文化交流に資するもの)	
[助成額]	事業経費から事業収入を除いた範囲のうち1/2を超えない金額、助成対象経費の2/3以内の金額
[限度額]	300万円

[対象となるジャンル]

芸術	・ ・	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊など
メディア芸術	・ ・	映画、漫画、アニメーションなど
伝統芸能	・ ・	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎など
芸能	・ ・	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱など
生活文化	・ ・	茶道、華道、書道など
国民娯楽	・ ・	囲碁、将棋など

なお、補助金交付決定後に、事業の内容に変更が生じた場合は、補助金額が減額になることがあります。

3 補助金の対象となる経費（助成対象経費）

対象となる経費は、当該事業実施に係る費用のみとし、団体の運営に要する経費、練習に係る経費等は除きます。

（１）会場費

会場借上げ料、付帯設備（空調等）使用料、託児室借上げ料、通し稽古（ゲネプロ）時の会場借り上げ料（1回のみ）、仕込みに要する経費、会場設営費、会場撤去費 等

（２）舞台費

調律料、照明・音響費、大道具費、小道具費、衣装代、舞台スタッフ費、著作権使用料、楽器リース料、字幕費 等

（３）上映費

上映費、映写機材リース料、映写技師謝金、同時通訳関連機器リース料 等

（４）運搬費

道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費 等

（５）謝金

託児謝金、講師謝礼（外部の専門講師に対するもの）、出演謝礼（外部のプロ出演者等に対するもの） 等

（６）旅費（外部の専門講師及びプロ出演者等に対するもの）※

交通費、宿泊費 等

※ ただし、「Ⅲ 国際文化交流」、「Ⅲ'『東アジア文化都市北九州レガシー』国際文化交流」については、本市と海外の都市との間における公演・展覧会等の発表者、演者及び創作活動を行う者の旅費も対象とする。

（７）広告宣伝費

広告デザイン料、新聞、雑誌、駅貼り、立看板 等

（８）印刷費（印刷物の郵送費含む）

プログラム印刷費、台本印刷費、楽譜印刷費、資料印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費、入場券印刷費、報告書等の作成に係る費用 等

（９）感染症対策費※¹

感染症予防用品購入費※²、消毒関係消耗品購入費※²、消毒作業費（外注費含む）、感染症対策機材購入・借用費※²、検査費（出演者・スタッフのPCR検査、抗原検査費用） 等

※¹ 感染症対策費を除いた助成対象経費の10%を上限とする。

※² 購入の場合、単価10万円未満のものに限る。

4 助成の対象となる活動の実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 助成対象となる団体・個人

1. 北九州市内に住所があること（団体においては事務所の住所があること）
2. 主に北九州市内で活動していること
3. 団体においては、一定の規約（定款、会則も可）を有し、かつ代表者が明らかであること
4. 申請時点において一定の活動実績が認められる、又は事業を確実に完遂できる見込みがあると認められること
5. 北九州市暴力団排除条例第6条の規定により、暴力団又は暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する団体・個人でないこと

6 助成の対象とならない活動

1. 企業の行うもの又は営利を目的として行われるもの、及び特定企業の広報・宣伝活動と認められるもの。
2. 特定の政治又は宗教活動を目的とするもの。
3. 慈善又は慈善活動への寄附を目的として行われる公演・展示等の活動
4. 北九州市から別の補助金や委託料が交付されるもの、又は北九州市の規定により会場使用料の減免がなされるもの、又は北九州市が実施運営に関わるなど支援しているもの。
5. 学校、企業・事業所及び職能団体等の団体内の活動
6. いわゆる教室等が行う稽古ごと、習いごと等のおさらい会及び発表会
7. 一流一派で行う発表会等
8. 公演・展示を自ら制作実施しない、いわゆる鑑賞団体の活動
9. 研究調査活動の場合、これの活動を職業としているものの研究調査活動
10. 情報収集・提供活動の場合の機関紙等の発行活動
11. 展覧会、コンクール等への出品・参加
12. 特定の範囲の参加者に限られた内容の公演・展示等の活動、又は特定の会員（参加者）を対象として実施されるもの、又は一般に公開あるいは公募されない活動と認められるもの。
13. 通常の定期公演とみなされるもの。

7 募集する事業のプログラム

I 創造的活動

1 趣旨

北九州市内を活動拠点とし、今後の活動が期待される団体等が、さらなるステップアップを図るために取り組む事業や、現在の活動をより充実させるため、広く集客を募る工夫を行う事業に対して、経費の一部を助成し、その活動を支援します。

2 助成の対象となる活動

文化芸術の発展・普及に資することを主たる目的として活動し、今後の発展が期待される団体・個人自らが主催して行う文化芸術に関する公演、展示、その他の活動であって、広く一般に公開されるもの。

- 【活動例】① 青少年などの若い団体等が主催する公演、展覧会等
② 創造的かつ斬新な活動で、ステップアップを目指す活動

3 審査基準

①企画性	・ 新規性、地域性に富んだ企画であるか ・ 実現可能な内容、規模であるか（内容は具体的か） ・ 経費の計上は妥当か
②創造性	・ 創造性や斬新さに富んでいるか ・ 個性を持った内容であるか
③発展性	・ 助成により活動がさらに活発化するか ・ レベルアップ、ステップアップが見込まれるか

※ 上記に加え、技能性、発信性等も考慮のうえ、相対的に評価します。

Ⅱ 人材育成

1 趣旨

北九州市において、子どもたちをはじめとする次代の表現者の育成や文化のすそ野拡大につながる事業、及び、伝統文化の継承に貢献する事業に対して、経費の一部を助成し、その活動を支援します。

2 助成の対象となる活動

文化芸術の発展・普及に資することを主たる目的として活動する団体・個人が実施する、主に北九州市内において表現者を育成する活動や、市民を対象に行う文化芸術に関する普及活動。

- 【活動例】① 表現者のスキルアップのためのワークショップ、公開レッスン、セミナー等
② 芸術文化に触れる機会の少ない人などへの教育・普及活動

3 審査基準

①企画性	・新規性、地域性に富んだ企画であるか ・実現可能な内容、規模であるか（内容は具体的か） ・経費の計上は妥当か
②波及性	・市民の参画が図れるか ・多くの集客が見込めるか ・後進が触発される内容か
③技能性	・高い芸術性や確かな技術が見込まれるか

※ 上記に加え、創造性、発展性、発信性等も考慮のうえ、相対的に評価します。

Ⅲ 国際文化交流

1 趣旨

市民が海外の文化芸術に接する機会を提供する事業や、北九州市の文化芸術を海外に発信する事業に対して、経費の一部を助成し、その活動を支援します。

2 助成の対象となる活動

〈北九州で実施する事業〉

海外の文化芸術活動（公演や展示等）を招聘し北九州市で開催するもので、市民が、文化の多様性や相互理解等の国際交流を図ることができるもの。

【活動例】海外の作品紹介や伝統文化（民族音楽、民族舞踊等）の公演とともに、市民がそれらと交流することができる活動

〈海外で実施する事業〉

北九州市で文化芸術活動を行う団体・個人が海外で開催する公演、展示、その他の活動であって、広く一般に公開され、市のイメージアップやシビックプライドの醸成に寄与するなど、北九州市に還元することができるもの。

【活動例】本市の芸術文化を広く海外に広めることができる公演、展示等の開催

3 審査基準

①企画性	・新規性、地域性に富んだ企画であるか ・実現可能な内容、規模であるか（内容は具体的か） ・経費の計上は妥当か
②波及性	・市民の参画が図れるか ・多くの集客が見込めるか ・後進が触発される内容か
③発信性	・本市の文化を国内外に発信できるか ・地域的な課題を踏まえているか

※ 上記に加え、創造性、発展性等も考慮のうえ、相対的に評価します。

Ⅲ' 「東アジア文化都市北九州」がしー 国際文化交流

1 趣旨

「東アジア文化都市北九州」を契機として開催される市民による文化やまちづくり活動の継続発展に係る事業や、文化交流に関する事業に対して、経費の一部を助成し、その活動を支援します。

2 助成の対象となる活動

東アジア文化都市北九州 2020・21 の基本方針（5つの宣言）のいずれかに合致するもので、東アジアとの相互理解や文化交流に資する事業（「東アジア」の範囲は日中韓に限らず、アジア全域を含みます。）

※ ただし、東アジア文化都市北九州パートナーシップ事業として採択され、かつ実施した内容と同一の事業については採択されないことがあります。

DISCOVER 宣言（ディスカバー：発見）

可能性を秘めた北九州の新たな文化芸術を見つけ出す

EDUCATION 宣言（エデュケーション：教育）

東アジアの文化芸術を学びあい、次世代へつなぐ

SYMPHONY 宣言（シンフォニー：調和）

東アジアの多様な人々と、文化芸術を通して響きあう

INNOVATION 宣言（イノベーション：革新）

芸産学官が手を携え、文化芸術による新たな産業を生み出す

GLOBAL 宣言（グローバル：世界的）

東アジアの文化芸術を国内外に発信し、インバウンドを呼び込む

【事業例】・アジアの方々への北九州市の文化の紹介

・アジアの芸能等の上演

・アジアの方々が企画、制作、出演、参加する事業 など

3 審査基準

①企画性	・新規性、地域性に富んだ企画であるか ・実現可能な内容、規模であるか（内容は具体的か） ・経費の計上は妥当か
②波及性	・市民の参画が図れるか ・多くの集客が見込めるか ・後進が触発される内容か
③発信性	・本市の文化を国内外に発信できるか ・地域的な課題を踏まえているか

※ 上記に加え、創造性、発展性等も考慮のうえ、相対的に評価します。

Ⅳ 文化芸術の情報収集・調査研究

1 趣旨

北九州市の文化芸術に関する情報を収集し調査研究を行った成果を広く一般に提供する事業に対して、経費の一部を助成し、その活動を支援します。

2 助成の対象となる活動

北九州市の文化芸術情報を発掘し、後世に遺る貴重な資料を作成する活動や、調査研究を行った成果を広く一般に提供することで、市民のシビックプライドの醸成に寄与するなど北九州市に還元することができるもの。

- 【活動例】① 北九州市の俳句史の研究など
② 民間ギャラリー便覧の作成など

3 審査基準

①企画性	・ 新規性、地域性に富んだ企画であるか ・ 実現可能な内容、規模であるか（内容は具体的か） ・ 経費の計上は妥当か
②波及性	・ 市民の参画が図れるか ・ 多くの集客が見込めるか ・ 後進が触発される内容か
③発信性	・ 本市の文化を国内外に発信できているか ・ 地域的な課題を踏まえているか

※ 上記に加え、創造性、発展性、技能性等も考慮のうえ、相対的に評価します。

8 申請方法

(1) 受付期間

2022年2月15日（火）から2月28日（月）17時必着

※ ただし、土・日・祝日を除く

(2) 提出書類（Eメールでの提出）

- ① 申請書
- ② 収支予算書
- ③ 団体概要又は個人略歴
- ④ 定款、寄付行為又はこれに類する規約等
- ⑤ その他参考資料（企画書等）

(3) 作成方法

- 申請書等の様式は、北九州市芸術文化振興財団（以下「財団」という。）のホームページ（<https://www.kicpac.org/>）からダウンロードして使用してください。
- 提出した書類は必ずコピーをとって保管しておいてください。また、提出された書類については返却しませんのでご了承ください。

(4) 提出方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Eメールでの提出をお願いします。

※ なお、書類に不備があり、2月28日（月）までに受付完了とならなかった場合は不採択となる場合があります。

【提出の流れ】

- ① 財団で資料の内容について事前確認を行いますので、資料作成後、一旦Eメールにて財団へ資料を送信してください。送信後、財団へ必ず電話連絡を入れてください。（Eメールでの提出が困難な場合は、お問い合わせください。）
- ② 財団の事前確認終了の連絡が入り次第、修正箇所等を資料に反映の上、Eメールでの提出をお願いします。Eメール送信後、財団へ必ず電話連絡を入れてください。
- ③ 財団からの最終受領確認メールもしくは連絡をもって、受付完了とします。

9 審査・審査結果の通知

審査会による書面での審査の上、予算の範囲内で採択する事業を決定します。

採否の結果に関わらず、申請書に記載された住所に、審査結果を書面にて送付します。なお、採択にあたっては条件を付すことがあります。

10 採択後の流れ

(1) 補助金交付申請書の提出

採択の通知を受けた者は、補助金の交付申請書を提出してください。
なお、事業実施前に補助金の交付申請書の提出がない場合は、補助金が交付されないことがあります。交付申請書を受領したときは、その内容を審査し、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書をもって申請者に通知します。

(2) 実績報告書の提出

事業終了後は、20日以内に実績報告書及び下記の書類を提出してください。

[事業収入について]

事業管理口座通帳の写しなど、収支が明らかになるもの

[支出について]

当該事業経費すべての領収書の写し

※ 領収書はあらかじめ費目別に整理してください。

※ 原則として、会場を予約するための費用を除き、申請書提出日以降の日付の領収書が補助金の対象となります。なお、紛失等により領収書の写しの提出がない場合には、事業経費となりませんのでご注意ください。

※ 原則として、謝金や出演料については押印のある領収書が必要です。

(3) 補助金確定通知及び請求書の提出

提出された実績報告書及び領収書を審査し、補助金確定通知書をもって補助金額を確定・通知します。確定通知書を受領した後、確定された金額について請求書を提出してください。

11 留意事項

1. 本事業の予算の限りで採択事業及び補助金額を決定します。
2. 同内容の事業が複数日あるいは複数場所に渡る場合も、ひとつの事業として取り扱います。また、一募集にあたり、申請は一件とします。
3. 申請書及び補助金交付申請書の提出は、補助金の交付を受けようとする活動の主催者が行ってください。申請事業が複数の主催者によって実施される場合は、その活動の経理を担当する主催者が提出してください。
4. 助成対象事業として採択が内定した後に内容や収支予算に大きな変更が生じている場合は、減額することや採択を取り消すことがありますので、十分検討のうえ申請書を提出するようにしてください。
5. 当該活動から主催者及び主催団体の構成員が出演料、謝金等の名目で収入を得る場合（活動に係る交通費実費支給を除く）は、その内容を審査しますので、支払先やその必要性（理由）、金額等を必ず特記事項欄（欄に収まりきれない場合は別紙で追加）に詳しく記入してください。支出の中に主催者等への出演料、謝金等が含まれないことが望ましい形態です。

6. 助成対象事業として採択された事業については、当該事業の実施に際して作成するチラシ、ポスター、プログラム等に、「北九州市文化芸術活動支援事業 2022」の文字を表示してください。表示は必ず補助採択の決定（令和4年3月末を予定）後に行ってください。
7. 採択された事業については、次年度以降、同一内容での申請はできません。

12 申請先・お問い合わせ先

〒803-0812 北九州市小倉北区室町一丁目1番1号11

（公財）北九州市芸術文化振興財団

TEL:093-562-3027（平日9時～17時）

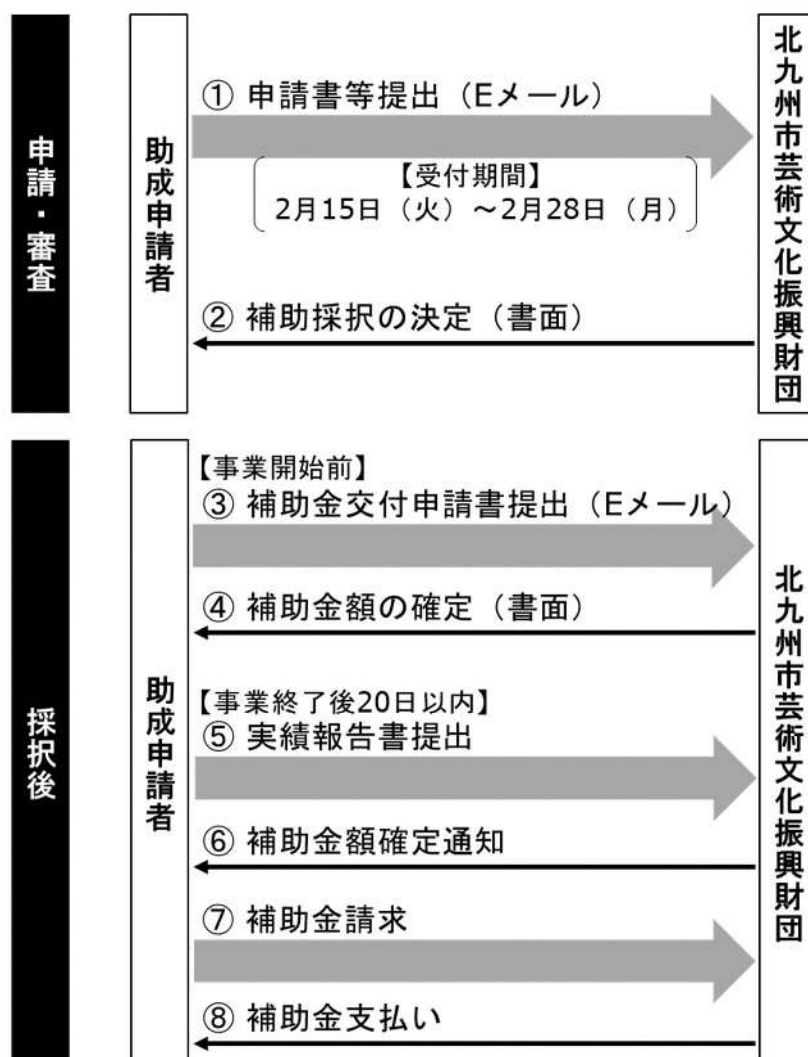
FAX:093-562-3029

Email:keiei@kicpac.jp

13 申請手続きの流れ（図）



※ 書類の提出が必要なもの



【 申請書等作成に際しての注意事項 】	
・必ず「Microsoft Excel」ソフトをご利用ください。 （「Microsoft Excel」以外の表計算ソフトで作成すると不具合が発生する可能性があります。） ・本様式にはファイル保護のためのロックを施しており、文字の大きさや入力欄の調整など、様式の変更ができない仕様になっていますのでご注意ください。	
【 よく使う操作について 】	
・改行	[Alt] + [Enter]
・全角⇄半角 変換	[半角/全角]
	キーボードの左上にある【半角/全角】キーを押すたびに、「ひらがな」→「半角英数」→「ひらがな」の順に入力モードが切り替わります。

申請書

令和 年 月 日

(公財)北九州市芸術文化振興財団理事長 様

団体名

代表者名

下記の活動を行いたいので、北九州市文化芸術活動支援事業へ申請いたします。

事業名		対象事業		
		※選択してください		
趣旨・目的				
事業の概要				
実施時期 場所・会場				
演目・曲目 構成・出演者 主なスタッフ 展示作品の種類・点数 主な作品名、出品者名				
自己PR 特記事項				
対象事業でⅢ'を選択した場合のみ回答	該当するものに チェック	☐ ディスカバー宣言 ☐ イノベーション宣言	☐ エデュケーション宣言 ☐ グローバル宣言	☐ シンフォニー宣言
	上記の理由			

収支予算書(円単位でご記入ください)

事業名	
-----	--

(単位:円)

収 支 予 算	収入の部		支出の部	
	区 分	予算額	区 分	予算額
	自己負担金以外の収入	0	助成対象経費	0
	自己負担金	0	助成対象外経費	0
	総 額	0	総 額	0

↑ 収入の総額と支出の総額は一致すること ↑

交付を受けようとする補助金の額	円
-----------------	---

内 訳

(単位:円)

収入の部			支出の部		
区 分	予算額	内 訳	助成対象経費		
入場料収入			区 分	予算額	内 訳
共催者負担金					
補助金・助成金					
寄付・協賛金			小 計	0	
プログラム等売上			助成対象外経費		
			区 分	予算額	内 訳
広告料他					
小 計	0				
自己負担金			小 計	0	
総 額	0		総 額	0	

* 主催者及び主催団体の構成員または構成団体に対する支出がある場合は、必要性(理由)、経費の内容及び金額を記入してください。

団 体 概 要

事業名	
-----	--

ふりがな 団体名			設立日	
所在地	〒		電話番号	
ふりがな 代表者名	()		代表者の方の	
			生年月日	
			性別	※選択してください。
組織概要	役員		構成員 加入条件等	
沿革				
目的				
主な活動実績 (過去3年)	2021年度	2020年度	2019年度	

連絡先	氏名		電話	
	住所	〒		
	Email			

※生年月日及び性別は、北九州市暴力団排除条例第6条に基づく確認事項です。(必ずご記入ください。)

個人略歴(個人が応募する場合のみ使用)

		事業名	
ふりがな 氏名			生年 月日
			性別
住所	現住所	〒	TEL
	連絡先	〒	TEL
Email			
勤務先・ 学年等			(専門分野)
経歴等	年月	芸術団体所属歴、主な芸術活動歴、活動実績等	
	主な 受賞歴	年月	受賞名等

※生年月日及び性別は、北九州市暴力団排除条例第6条に基づく確認事項です。(必ずご記入ください。)